

道路一時使用届出書取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、道路占用等に該当しない道路使用について、道路一時使用届出書を使用者から提出してもらうことにより、道路の使用状況を適切に把握するとともに、警察署の道路使用許可申請との連携を取ることで、道路管理に役立てることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要領における定義は、下記のとおりとする。

- (1) 道路占用等とは、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路の占用、千葉県法定外道路条例（平成17年3月22日条例第19号）に規定する法定外道路の占用、千葉県公有財産規則（昭和40年4月1日規則第11号）に規定する行政財産（道路）の目的外使用をいう。
- (2) 道路使用とは、道路占用等に該当しない道路の一時的な使用で、次の道路使用をいう。
 - ① 番組・映画撮影
 - ② 民地の工事に係る重車両等の駐車
 - ③ 神輿渡御の為の通行止め等
 - ④ 街頭募金等
 - ⑤ その他市長が特に認めるもの

(届 出)

第3条 市長は、前条第2号の道路使用を行う者に対し、下記の書類を添付した道路一時使用届出書を届け出させるものとする。

- (1) 位置図
- (2) 使用状況がわかる図面
- (3) その他市長が必要と認めるもの

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。